

堺市立鴨谷体育館等利用料金

(5) 鴨谷体育館 附属設備利用料金

【附属設備等の利用料金】

(円)

種類	単位		利用料金
マイクロホン	1本	1回	500
ワイヤレスマイク	1本	1回	300
音響	1台	1回	500
放送室設備費	1式	1日	2,030
ストップウォッチ	1個	1回	100
トランポリン	1組	1回	1,010
レクリエーション器具	1式	1回	2,030
審判台	1台	1回	100
得点板	1台	1回	100
移動ステージ	1台	1回	1,010
演台	1台	1回	500
卓球用フェンス	1枚	1回	30
ウレタンマット(厚)	1枚	1回	500
フロアシート	1枚	1回	50
コインロッカー	1個所		50
卓球得点板	1台	1回	50

(円)

種類	単位		利用料金
長机	1脚	1回	50
補助椅子	1脚	1回	20
マット(長)	1枚	1回	100
マット(短)	1枚	1回	50
電光得点表示板	1台	1回	500
スポーツタイマー	1台	1回	500
バスケットボール器具	1式	1回	0
バスケットボール用オフィシャル	1式	1回	0
バレーボール器具	1式	1回	0
バレーボール用線審旗	1組	1回	0
バドミントン器具	1式	1回	0
インディアカ器具	1式	1回	0
ソフトバレーボール器具	1式	1回	0
卓球器具	1式	1回	0
ソフトテニス器具	1式	1回	0
記録用机椅子	1組	1回	0

備考

(1) 長机5脚まで、補助椅子20脚までは、利用料を徴収しない。

(2) 「1回」とは、午前(午前9時から正午まで)、午後(午後1時から午後5時まで)又は夜間(午後5時30分から午後9時まで)のそれぞれの区分をいう。午後1時から午後3時まで又は午後3時から午後5時までの利用についても同様とする。